

資料編

1. 第3期三木町子ども・子育て支援事業計画経過

期日	内容
令和6年3月1日～ 令和6年3月13日	アンケート調査実施
令和6年8月27日	第1回子ども・子育て会議 (協議内容) ・会長等役員の選出について ・第3期事業計画の概要について ・子育て支援に関するアンケート調査報告 ・第3期事業計画の基本理念について
令和6年10月8日	第2回子ども・子育て会議 (協議内容) ・第3期三木町子ども・子育て支援事業計画の骨子について ・大宮保育園の延長保育事業の実施について ・氷上こども園の病児保育事業（体調不良児対応型）の実施について
令和6年11月13日	第3回子ども・子育て会議 (協議内容) ・三木町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・「量の見込み」と「確保方策」について
令和6年11月27日～ 令和6年12月26日	計画書（案）についてパブリック・コメントの実施 三木町ホームページ、こども課窓口で公開
令和7年1月28日	第4回子ども・子育て会議 (協議内容) ・三木町子ども・子育て支援事業計画について ・就学前教育・保育施設整備補助金について
令和7年3月	計画策定

2. 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	所属等	氏名
子ども・子育て支援に関する学識経験のある者	香川大学教育学部教授	片岡 元子
	愛育会会長	西村 真沙美
	民生児童委員代表	高橋 厚彦
	三木町教育委員代表	山田 正信
	香川県子ども女性相談センター	藤原 誠
子どもの保護者	三木町 PTA 協議会会長	森田 知成
	公立幼稚園 PTA 代表	佐藤 友美
	私立幼稚園 PTA 代表	山崎 信彌
	保育所保護者代表	松谷 真帆
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	学校長代表	児玉 博美
	公立幼稚園代表	大野 桂子
	私立幼稚園長代表	吉原 照代
	保育所代表	山地 里津子
	香川県東讃保健福祉事務所	三好 達也
	社会福祉協議会	米田 典子

3. 三木町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に基づき、三木町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

● 資料編 ●

(会議の招集)

2 この条例による最初の子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和55年三木町条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年3月20日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月15日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

4. 用語集

【あ行】

■預かり保育

幼稚園において、通常の教育時間の前後にも、延長して子どもを預かる事業をいう。

■育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6ヶ月）に達するまでの間で、申し出により子どもを養育する為の休業を取得することができ、事業主はこのことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁止されている。また、育児休業のほかに、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前のこどもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳児未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

■M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際に、グラフの形状がアルファベットの「M」の字に似ていることから名付けられた。中央部の凹みは結婚、出産に伴って一旦労働力率が落ち込んだ後、子育てが一段落した40歳代で再び上昇することで形成される。

【か行】

■確認を受けない幼稚園

「確認」を受けないと申出を行った幼稚園で、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続される幼稚園をいう。

■家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者（保育ママ）の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者（保育ママ）による保育を行う事業をいう。

■教育・保育施設

『認定こども園法』に規定する認定こども園、『学校教育法』に規定する幼稚園、『児童福祉法』に規定する保育所をいう。

● 資料編 ●

■居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、乳児・幼児の居宅において家庭保育者（保育ママ）による保育を行う事業をいう。

■子育て

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動をいう。

■子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

■子ども

『子ども・子育て支援法』（第6条）において、「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

■こども家庭センター

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく対応を行う。

■子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

■コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。

【さ行】

■事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほかに、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業をいう。

■児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げることをいい、虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務付けられている。

■児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つで、予期できない災害や事故、親の離婚や病気で保護者がいない、または虐待など不適切な養育を受けている等、様々な事情により、家族による養育が困難な2歳から概ね18歳の子どもたちが生活している施設をいう。

■小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業をいう。

■食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むことをいう。

● 資料編 ●

【た行】

■地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいう。

■地域子ども・子育て支援事業

『子ども・子育て支援法』第59条に定められた事業で、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業などの事業をいう。

■特定教育・保育施設

市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された施設のことで、施設型給付（公費）を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【な行】

■認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務付けられている）をいう。

■認可保育所

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事の認可を受けているものをいう。

■認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、「保護者が働いている・いないにかかわらず、すべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育つ」、「施設に通っていない子どもも含め、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの地域における子育て支援を行う」等の機能を持ち、都道府県知事が条例に基づき認可する。認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプがある。

①幼保連携型・・・認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的に運営を行う事により、認定こども園としての機能を果たすタイプ

②幼稚園型・・・認可幼稚園が、保育の必要性の認定を受けた子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

③保育所型・・・認可保育所が、保育の必要性の認定を受けた子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

④地方裁量型・・・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすタイプ

【は行】

■バリアフリー

日常生活や社会生活における物理的、心理的、制度的な障壁や、情報に関わる障壁などを取り除くこと。

■プレコンセプションケア

将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合い、女性やカップルがより健康になること、元気な赤ちゃんをさずかるチャンスを増やすこと、さらに女性や将来の家族がより健康な生活を送れることをめざすことをいう。

■保育所

『児童福祉法』（第39条）に定められた、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設をいう。

● 資料編 ●

【や行】

■ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを大人に変わって日常的に行っている子どものことをいう。

■幼稚園

『学校教育法』（第22条）に定められた、満3歳から小学校就学前の幼児に対し、年齢に相応した適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行う施設をいう。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

5. 家庭累計の分類

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月64時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い＋幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月64時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親および母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い＋幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

● 資料編 ●

【 家庭類型の分類図 】

母親		父親			3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満			
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB		タイプC		タイプC'			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC		タイプE				タイプD	
	120時間未満 64時間以上								
	64時間未満	タイプC'				タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD				タイプF	

6. コーホート要因法による人口推計表

(人)						(人)					
年齢区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	年齢区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	127	123	123	121	119	48歳	439	328	340	363	309
1歳	141	137	133	133	131	49歳	423	443	331	344	367
2歳	158	144	140	136	136	50歳	402	419	439	327	341
3歳	162	163	148	144	140	51歳	403	398	414	434	324
4歳	188	169	170	155	150	52歳	454	401	396	412	432
5歳	214	187	168	169	154	53歳	389	454	401	396	412
6歳	208	221	193	173	174	54歳	352	386	450	398	393
7歳	222	209	222	194	174	55歳	336	349	382	445	394
8歳	225	223	210	223	195	56歳	367	338	351	384	448
9歳	246	220	218	205	218	57歳	312	371	342	355	388
10歳	235	246	220	218	205	58歳	336	312	371	342	355
11歳	226	236	247	221	219	59歳	227	338	314	374	344
12歳	252	224	234	245	219	60歳	353	225	335	311	371
13歳	268	253	225	235	246	61歳	321	354	225	336	312
14歳	273	264	249	221	231	62歳	329	315	347	221	329
15歳	253	273	264	248	220	63歳	303	325	311	343	218
16歳	238	251	271	262	246	64歳	325	304	325	311	343
17歳	256	237	250	270	261	65歳	340	324	303	324	310
18歳	259	259	240	253	273	66歳	354	337	322	301	322
19歳	242	254	255	236	249	67歳	389	349	332	318	297
20歳	273	243	255	256	237	68歳	357	390	350	333	319
21歳	256	260	232	243	243	69歳	403	357	390	350	333
22歳	226	241	245	218	229	70歳	359	398	353	385	346
23歳	233	216	229	233	207	71歳	362	355	393	349	380
24歳	232	215	199	211	215	72歳	432	359	352	390	346
25歳	218	218	202	187	199	73歳	436	424	353	345	383
26歳	218	213	212	196	182	74歳	422	426	414	345	337
27歳	188	213	209	208	192	75歳	451	419	423	411	343
28歳	187	200	226	222	221	76歳	525	445	413	417	405
29歳	206	193	206	233	229	77歳	508	518	439	407	412
30歳	198	205	192	205	232	78歳	446	498	507	430	398
31歳	219	198	205	192	205	79歳	221	430	480	488	414
32歳	224	236	214	221	207	80歳	257	215	419	467	475
33歳	211	217	229	207	215	81歳	272	246	206	402	448
34歳	227	207	213	225	203	82歳	248	260	237	197	386
35歳	227	227	207	213	225	83歳	289	239	250	228	190
36歳	247	224	223	204	210	84歳	234	277	229	240	219
37歳	267	247	225	223	204	85歳	203	226	266	221	231
38歳	260	266	247	225	222	86歳	173	188	209	245	204
39歳	324	266	272	252	229	87歳	194	164	178	198	233
40歳	350	327	269	275	255	88歳	157	180	152	165	184
41歳	298	354	331	272	278	89歳	151	141	163	137	149
42歳	362	305	363	339	279	90歳以上	730	727	714	720	703
43歳	324	361	305	362	338	(再掲) 0歳～14歳	3,145	3019	2900	2793	2711
44歳	313	329	367	310	368	(再掲) 15歳～64歳	14,625	14515	14417	14284	14136
45歳	362	310	325	363	306	(再掲) 65歳以上	8,913	8892	8847	8813	8767
46歳	334	357	305	320	358	合計	26,683	26426	26164	25890	25614
47歳	322	333	356	304	319						

7. 第3期三木町子ども・子育て支援事業計画（案） パブリック・コメント実施結果

（1）パブリック・コメントの募集期間

令和6年11月27日（水）から令和6年12月26日（木）

（2）意見提出方法

郵便・FAX・電子メール・直接持参

（3）公表物の掲示場所

三木町ホームページ（閲覧件数：254件）

こども課窓口（閲覧件数：0件）

（4）意見提出者状況

提出者数 0名

意見件数 0件